

情報公開法の制度運営に関する検討会

報 告

平成 17 年 3 月 29 日

4 各行政機関における権限及び事務の委任の状況

行政機関名	委任された機関の長
内閣官房	内閣総務官、内閣官房副長官補(3)、内閣広報官、内閣情報官
内閣法制局	
安全保障会議	
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	
特殊法人等改革推進本部	
都市再生本部	
構造改革特別区域推進本部	
知的財産戦略本部	
地球温暖化対策推進本部	
人事院	事務総長、局長(4)、公務員研修所長、地方事務局長(8)、沖縄事務所長、国家公務員倫理審査会事務局長
内閣府	大臣官房長、賞励局長、男女共同参画局長、国民生活局長、沖縄振興局長、政策統括官(7)、食品安全委員会事務局長、原子力安全委員会事務局長、国会等移転審議会事務局長、情報公開審査会事務局長、道路関係四公団民営化推進委員会事務局長、経済社会総合研究所長、迎賓館長、北方対策本部長、国際平和協力本部事務局長、沖縄総合事務局長
官内庁	
公正取引委員会	事務総長、事務総局経済取引局長、事務総局経済取引局取引部長、事務総局審査局長
国家公安委員会	
警察庁	警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長(7)、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長
防衛庁	地方連絡部長(7)(※1)
防衛施設庁	防衛施設局長(8)、防衛施設支局長(3)
金融庁	証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長
総務省	自治大学校長、情報通信政策研究所長、統計研修所長、日本学術会議事務局長、管区行政評価局長(7)、四国行政評価局長、行政評価事務所長(38)、沖縄行政評価事務所長、総合通信局長(10)、沖縄総合通信事務所長
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局長
消防庁	消防大学校長
法務省	中央更生保護審査会委員長、法務総合研究所長、矯正研修所長、入国者収容所長(3)、矯正管区長(8)、地方更生保護委員会委員長(8)、法務局長及び地方法務局長(50)、地方入国管理局長(8)、保護観察所長(50)
公安審査委員会	
公安調査庁	公安調査局長(8)
検察庁(59)	
外務省	
財務省	財務局長(9)、福岡財務支局長、税関長(8)、沖縄地区税関長
国税庁	国税局長(11)、沖縄国税事務所長、税務署長(524)、税務大学校長、税務大学校各研修所長(12)、国税不服審判所長、国税不服審判所各支部首席国税審判官(12)(注2)
文部科学省	国立教育政策研究所長、科学技術施策研究所長、日本学士院長
文化庁	日本芸術院長
厚生労働省	検疫所長(13)、国立がんセンター総長、国立循環器病センター総長、国立精神・神経センター総長、国立国際医療センター総長、国立成育医療センター総長、国立長寿医療センター総長、国立医薬品食品衛生研究所長、国立保健医療科学院長、国立社会保障・人口問題研究所長、国立感染症研究所長、国立児童自立支援施設長(2)、国立光明眼病各センター所長(4)、国立保養所各センター所長(2)、国立秩父学園長、国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、地方厚生局長(7)、四国厚生局長、都道府県労働局長(47)
中央労働委員会	中央労働委員会事務局長
社会保険庁	地方社会保険事務所長(47)
農林水産省	農林水産政策研究所長、植物防疫所長(4)、那覇植物防疫所長、動物検疫所長、動物医薬品検査所長、農林水産研修所長、地方農政局長(7)、北海道農政事務所長、北海道統計・情報事務所長
林野庁	森林技術総合研修所長、森林管理局長(7)
水産庁	漁業調整事務所長(6)
経済産業省	経済産業局長(8)、電力・ガス事業北陸支局長、通商事務所長(3)
資源エネルギー庁	鉱山保安監督部長(5)、鉱山保安監督部支部長(3)、那覇鉱山保安監督事務所長
特許庁	
中小企業庁	
国土交通省	国土交通政策研究所長、国土技術政策総合研究所長、国土交通大学校長、航空保安大学校長、国土地理院長、小笠原総合事務所長、地方整備局長(8)、北海道開発局長、地方運輸局長(9)、運輸監理部長、地方航空局長(2)、航空交通管制部長(4)
船員労働委員会(12)	船員中央労働委員会事務局長、船員地方労働委員会事務局長(11)
気象庁	気象研究所長、気象衛星センター所長、地磁気観測所長、気象大学校長、管区気象台長(5)、沖縄気象台長、海洋気象台長(4)
海上保安庁	海上保安大学校長、海上保安学校長、管区海上保安本部長(11)
海難審判庁	海難審判事務所長
環境省	
会計検査院	事務総長

※1 窓口又はオンラインによる開示請求の受付事務、開示の実施事務及び手数料の徴収事務に限る。
また、これらの事務については、防衛庁長官も行うことができる。

※2 委任先に対する開示請求の受付事務については、国税庁長官も行うこともできる。

(注) 本表はそれぞれの機関の長に権限等を委任している機関の数を列記したものであり、設置されている窓口数は上記の数より多い。